

公益社団法人 日本義肢装具士協会

役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第28条に基づき役員を選任に関する事項をこの規程に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 役員候補者選挙の選挙管理は、代議員選挙の選挙管理委員会が担う。

2 選挙管理委員会は会長の命により選挙に関する事務的処理を行う。

第3章 役員等の選任

(定義)

第3条 この規程にいう役員とは、定款第27条に定める理事及び監事をいう。

(役員を選任方法)

第4条 役員を選任は、総会での決議事項であるため、役員候補者選挙を実施し、その結果を総会で諮り、役員を選任する。具体的な手順等は以下の各号による。

2 非会員の外部から選任する役員（以下、外部役員）は会長が推薦し、理事会の承認を得て候補者として選出する。

(1) 役員候補者選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、当該選挙の告示の時点で、日本国内に居住し、かつ会費を完納している正会員とする。

(2) 選挙管理委員会は、正会員から自薦及び他薦によって立候補を募る。

(3) 選挙管理委員会は、立候補者名簿を公示する。

(4) 選挙管理委員会は、役員候補者選挙を行う。

①立候補者が定数を超えた場合、正会員による定数内連記投票を行う。

②立候補者が定数以内の場合、正会員による信任投票を行う。

(5) 選挙管理委員会は、役員候補者選挙の結果、役員候補者を決定する。

①立候補者が定数を超えた場合、得票順に定数までを役員候補者とする。最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定する。

②立候補者が定数以内の場合、信任票が有効投票数の過半数に達した者を役員候補者とする。

- (6) 役員候補者は、総会の議を経て、役員に就任する。
- (7) 代議員が役員に選任された場合は、その時点で代議員の職を失う。
- (8) 種々の理由により、定款第 27 条の役員定数を下回った場合や、補欠選挙を行う必要が生じた場合は、その方法については理事会にて随時検討する。

(会長の選任方法)

第 5 条 会長の選任は、以下の各号による

- (1) 改選された理事会は、理事の中から会長を決定する

(副会長の選任方法)

第 6 条 副会長の選任は、以下の各号による

- (1) 第 5 条により決定した会長は、理事の中から副会長を指名し、理事会の承認により決定する。

(常任理事の選任方法)

第 7 条 常任理事の選任は、以下の各号による

- (1) 第 5 条により決定した会長は、理事の中から常任理事を指名し、理事会の承認により決定する。

(事務局長の選任方法)

第 8 条 事務局長の選任は、以下の各号による

- (1) 会長は事務局長を指名し、理事会の承認により決定する。

第 4 章 雑 則

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議による

附 則

この規程は、公益認定を受けた日（平成 29 年 12 月 25 日）から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 6 月 28 日から施行する。